

小著小評

—『入門・リアリズム平和学』（勁草書房・2009年）

加藤 朗



『入門・リアリズム平和学』は、10年以上にわたって桜美林大学で講義を続けてきた「平和論」の講義録をもとに執筆した。レジュメを講義前に印刷する手間を省きたいといういささか不純な動機が執筆のきっかけだった。もちろん、それだけではない。冷戦後の安全保障研究同様に、日本の平和学が最近方向性を見失い、混迷を深めているのではないかとの問題意識が強く働いたこともある。

たとえば一部の平和研究者は環境問題へ関心を移している。たしかに身体の平和という意味で環境問題は平和学の重要な研究分野である。しかし、平和研究の実践性を重んじるあまり、環境問題の解決としてヨガやベジタリアン、スローフード、ロハスを取り上げたり、あまつさえそれを実践せよという主張が一部でなされていることには面食らうばかりだ。菜食さえもできず貧困にあえぐ人々のあまりの多さに思いを致すなら、こうした主張の浅薄さ、滑稽さ、あるいは恵まれた者の思い上がりに気がつくべきであろう。

また構造的暴力論で有名なヨハン・ガルトゥングや彼の信奉者らはトランセンド法という非暴力による紛争解決の方法を編み出し、実践を試みていることにも驚いた。トランセンド法を実践するには、たとえば非暴力を貫くキリスト教メノナイト派のような非暴力に対する宗教的信念が求められる。構造的暴力論がついに社会科学から哲学・宗教にまで踏み込んだことには面妖な思いがする。

宗教的ということ言えば、日本の平和憲法も例外ではない。一部の人にとって平和憲法は宗教である。憲法9条に関わる平和運動を調べていて驚いたのだが、最近「写経」ならぬ「写九」運動が流行っているという。憲法9条の条文を「写経」よろしく心を込めて毎朝書き写し、平和への思いを日々新たにしている運動だそう。ここまでくると憲法は般若心経などと同じ經典である。「平和憲法」教徒にとって經典である憲法の改定などあってはなら

ぬ暴挙であり、改憲を考えるとさえ許されない。日本の平和研究が特殊、日本的になるのも宜なるかなである。

実際、日本の平和研究の主要テーマの一つである「人間の安全保障」も、憲法9条の平和主義の影響を強く受け、特殊、日本的な発展の方向をたどっている。それは「恐怖からの自由」を事実上無視し、「欠乏からの自由」に焦点を置いた人間の安全保障研究になっていることである。「恐怖からの自由」は紛争の防止とりわけ虐殺の防止に力点を置き、武力をも否定しない安全保障である。より具体的には、恐怖に晒された人々を国際社会は「保護する責任」があるという視点から人道的武力介入をも是認する安全保障である。

憲法9条の非暴力平和思想を貫く限り、日本はとても人道的武力介入など不可能である。人道的武力介入の実践どころか、治安回復や治安維持のための軍事力を警察力の代替として執行することもできない。実際、かつての国家間戦争での武力行使とは異なり、現在の軍事力は破綻国家や脆弱国家の治安回復のために警察力として行使されているにすぎない。アフガニスタン戦争やソマリア紛争など憲法9条が想定しない内戦型の国際紛争が現在の国際社会の最大の問題である。にもかかわらず日本の平和学では、そのような研究にさえも手が着けられていない。軍事力を否定する限り、たとえ治安回復のためであっても、軍事力を肯定する研究などあろうはずもないからである。

平和憲法を墨守する限り、日本の平和学に軍事力を是認する研究がないというのはある意味当然のことかもしれない。しかし、先人の研究について、あたかも全く武力や戦争を否定していたかのように我田引水の論を弁ずるのは問題なしとはしない。本書で調べた限り、ガンジーやキングのような宗教家を除けば、歴史上一切の非暴力、非戦を主張した平和思想家や学者はいない。孟子、墨子、エラスムス、トマス・モア、サン・ピエール、ルソーそしてカントでさえも戦争を否定したわけではない。

カントは『永久平和論』で常備軍廃棄に続けて、「だが国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとは全く別の事柄である」と民兵による自国防衛戦争は肯定している。また東洋のルソーと呼ばれる中江兆民も「土著（どちゃく）兵論」を著し、カント同様に「常備軍を排して土著兵を置くの外われら必ず他に方案なきを信ずるなり」と記して、民兵や防衛戦争を肯定している。残念ながらこれまでの日本の平和研究は意図的にかどうかは別にして、古今東西の著名な平和思想家のは戦論に触れるれことはほとんどなかった。

このように現在の平和学が方向性を見失っているのではないか、特に憲法9条を持つ日本の平和研究の特殊性がその混迷に拍車をかけているのではないか。今一度、日本の平和研究の特殊性にとらわれず、平和研究を整理しておく必要があるのではないか。そのためには何よりも平和学の思想的背景に力点を置かねばならないのではないか。その上で、どのような平和の実践があるか、現状の人権政策や人間の安全保障、民主主義による平和などを考察すべきではないか。こうした問題意識を学生諸君と共有しながら、平和への思いを込めて本書を執筆した。(了)